

○福島県屋外広告物審議会規則

昭和二十四年十二月五日

福島県規則第百十六号

改正 昭和四九年三月三〇日規則第三六号

昭和六〇年三月八日規則第一一号

昭和六一年七月四日規則第五五号

平成一一年三月二六日規則第二七号

平成一三年七月六日規則第七六号

屋外広告物条例第七条の規定により〔広告物審議会規則〕を次のように定める。

福島県屋外広告物審議会規則

(昭四九規則三六・改称)

第一条 この規則は、福島県屋外広告物条例(昭和六十一年福島県条例第二十三号。以下「条例」という。)第二十七条第五項の規定に基づき、福島県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(昭六一規則五五・全改、平一一規則二七・一部改正)

第二条 審議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

(昭六一規則五五・旧第三条繰上・一部改正)

第三条 委員の定数は、十五人以内とし、関係行政機関の職員、学識経験者及び屋外広告物関係業者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

2 知事は、必要があるときは、臨時に委員を任命し、又は委嘱することができる。ただし、その数は五人を超えることができない。

(昭四九規則三六・昭六〇規則一一・一部改正、昭六一規則五五・旧第四条繰上、平一三規則七六・一部改正)

第四条 会長は、委員の互選によつてこれを選任する。

(昭六一規則五五・旧第五条繰上)

第五条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(昭六一規則五五・旧第六条繰上・一部改正)

第六条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、在任中においてもこれを解任又は解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 職務を怠り、又は職務上の義務に反した場合

三 その他委員として適当でないと認めた場合

(昭六一規則五五・旧第七条繰上・一部改正)

第七条 審議会は、必要があるときは、関係市町村長又は関係団体の代表者若しくは関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(昭六一規則五五・旧第八条繰上・一部改正)

第八条 会長は、会務を総理する。会長に事故あるときは会長の指名した委員がその職務を代理する。

(昭六〇規則一一・一部改正、昭六一規則五五・旧第九条繰上)

第九条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、県の職員及び専門的知識を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門調査員は、審議会に出席し、意見を述べることができる。

(昭六〇規則一一・追加、昭六一規則五五・旧第十条繰上)

第十条 審議会は、会長が招集する。ただし、審議会の委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催する会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会開会の日少なくとも三日前に会議の期日、場所及び審議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(昭六〇規則一一・旧第十条繰下・一部改正、昭六一規則五五・旧第十一条繰上・一部改正)

第十一条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(昭六〇規則一一・旧第十一条繰下、昭六一規則五五・旧第十二条繰上)

第十二条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会の議事は、出席人員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(昭六〇規則一一・旧第十二条繰下、昭六一規則五五・旧第十三条繰上)

第十三条 審議会に幹事及び書記若干人を置き知事が任命し、又は委属する。

2 幹事は、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

3 書記は、上司の指揮を受けて庶務に従事する。

(昭六〇規則一一・旧第十三条繰下、昭六一規則五五・旧第十四条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第五五号）

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年規則第二七号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第七六号）

この規則は、公布の日から施行する。